

# 地方通信



## 北海道地方

道路一〇線 見込延長約 一二一ノ料  
もやがて設備せらるゝのであらう。

## 阿寒と大雪山公園の道路と橋梁

國立公園委員會で全國立公園の道路及び埠頭、棧橋計畫につき審議の結果決定したので、今後は右計畫にもとづき國立公園の風致維持利用統制の完璧を期することになった、即ち本道關係の阿寒國立公園

道路一四線 見込延長約 二一〇ノ料  
棧橋 二ヶ所

大雪山國立公園

## 東海地方

### 愛知縣々道名犬線の着工

愛知縣下名古屋と犬山をつなぐ縣道名犬線の鋪裝工事は、沿線町村氏の熱望により本年度内に丹羽郡羽黒村、樂田村間、明年度に羽黒村、犬山町間を行ふこととなり、當局で準備中であつたが、いよゝ此程着工することとなり、羽黒村に工事務所を設けたが、羽黒樂田間は約三キロあり明春

早々完成の豫定である。

### 愛知縣半田市の街路清掃

新興半田は都市の美化清掃からといふので、半田市では市制實施以來本通りの牛馬糞掃除係まで置いて馬力をかける一方、本通りに店を張る飲食店や露店などの清潔を強調してゐるが、なかゝ思ふやうにゆかず惱みの種となつてゐる折柄、此度半田署が『國民體位向上は飲食店の清潔から』と市の美化清掃工作に協力することとなり、交通頻繁な本通りの飲食店に對しては飲食物にはこり除けの覆ひの勵行と、露店飲食店の退散令を發した平然と行はれる本通りの汚物運搬は以後まかりならぬ、の厳しい布令を出すことになつたが、この結果街路の清掃工作第一歩がはじまることになつた。

## 近畿地方

## 京都府京都市四條大橋架替施工

京都市四條一帯を洪水禍から救ふために市では四十七萬圓を投じて、四條大橋に大改裝工事を施すべく計畫を進めてをり、近日中に假橋の建設に取りかゝることとなつた。この假橋は上流側に設けられ幅六メートル、木造アスファルト舗裝を施し、工事中人の通行にあてることとなつてゐるが、十月下旬これが完成したうへ、いよく本橋の改造工事に着手することとなつた。

## 大阪府大阪市地下街の擴張

大阪では大阪驛前附近整理事業を昭和十年以來、阪神地下鐵聯絡口に隣接して工事中の處地下街約五百坪の完成を待つて、來春三月にはほぼ地下交通網の豫定事業を終ることとなるが、更らに將來の驛前交通整理の完壁を來するため、さらに地下街の大

擴張を計畫、同事業の年度延長を機會に近くこの計畫を都計委員會に諮り、できれば來年度から向ふ三ヶ年繼續事業として工事に着手することとなつた。この地下街は驛前

一帯に擴がる阪神電鐵地下街につゞいて北は阪急百貨店、東は曾根崎警察署、南は阪急ビル豫定地にいたる地下一帯總坪數二千六百五十坪におよび、目下工事中のものを加へると實に三千百餘坪に達する東洋一の大地下廣場である。この工費は約二百五十萬圓とみられてゐるが、これが完成すれば南北線、御堂筋、扇町、天六各方面から大坂驛めざして殺到する市電客をはじめ、省線、阪神阪急各電鐵乗客はいづれも路面に開く十數ヶ所の出入口を通じて地下廣場通行による安全な聯絡ができ、一方路面では理想的なロータリー式交通整理で、高速車輛、市電などの無信號整理が完遂できて大坂一の交通地獄と恐れられる難所も一變して最も安全な交叉點となる。またこの地下廣場は、出入口に特殊裝置さへ施せば一時

に一萬五千餘人の人々を收容できる防空壕と化し、空襲時の避難所として利用されると報せらる。

## 兵庫縣下山手國道の實現

か

阪神間の交通動脈としては、阪神國道のはかに補助路線の必要を一般に認むるところとなつてゐる。そこで兵庫縣當局としては將來の交通情勢に對應するために、山手國道の實現に一步を踏み出すべく、來年度豫算に新國道新設費を要求せんとする意向をもつてゐる。此新國道は神戸市上筒井から石屋川にいたる都市計畫路線に聯絡し石屋川を起點に、阪急電鐵と省線の間を東に走り神崎川において、大阪伊丹線に聯絡するもので、石屋川より西宮までは幅員廿二メートル、西宮以東は幅員十八メートルとし、本山村、瓦木村の一部においては區畫整理事業による道路を併用する計畫である、この工費費はおよそ千五百萬圓を要

する要する見込みであるが、事業は七ヶ年程度の繼續事業として施行せんとする意向と仄開す。

### 奈良和歌山兩縣内吉野熊

### 野國立公園の地域指示と

### 道路の新設計畫成る

國立公園委員會では吉野熊野國立公園の特種地域及び、制限緩和地區指定案を審議の結果左のごとく決定發表した。夫で國立公園法第八條により工作物の新築または増築や水面の埋立および干拓、鑛物の試掘もしくは探掘、砂鑛の採取または土石の探掘木材の伐採、廣告物、看板その他につき主務大臣の許可を要し、制限をうけることになつた。なほ吉野熊野國立公園の道路計畫についても審議の結果、道路計畫は二十三線で延長およそ二百七キロを建設すべきことと決定した。指定された特別地域および制限緩和地區は左の通り（東京）

#### 特別地域

一、吉野山、大峯山、明神池、本澤谷、山葵谷、伯馬峯峠、前鬼池川沼、大臺ヶ原山、大杉谷および父ヶ谷一帯

一、北山川（北山峽、澗八丁を含む）本宮舊社殿、本宮熊野坐神社、湯ノ峯、川湯、十津川、熊野川、權現山、熊野速玉神社一帯

一、鬼ヶ城七里御濱、御濱、三輪崎、字久井、勝浦、湯川、那智山、妙法山、太地、玉ノ浦、浦神半島、田原、古座、橋杭岩、大島一帯

#### 制限緩和地區

一、奈良縣吉野郡十津川村竹筒部落、同郡下北山村下池原部落  
一、和歌山縣東牟婁郡北山村七色、竹原、大沼および下尾井部落、同郡九重村峯、浦地、四瀧、宮井、相須および音川部落、同郡本宮村本宮および上苔部落、同郡四村渡瀬部落、同郡請川村請川および大津荷部落、同郡敷屋村小津荷、東敷屋、西敷屋および高山部落、同郡三津ノ村日足、

能城および山本部落

### 和歌山縣新縣道の開通

和歌山縣下那智と勝浦を結ぶ待望の新縣道、那智天滿——勝浦——湯川線延長八百六十一メートル二〇、幅員五メートル五〇（うち湯川トンネル延長二百七十七メートル、幅員四メートル五〇）は一年振りで竣成した。この道路はこれまで那智、勝浦方面から湯川温泉へは峻険駿田峠を越さねばならなかつた障害を、トンネルによつて除かれ堂々たるドライブエイに改修したもので那智、勝浦の泉郷には勿論、地方産業の開發に寄與することとなつた。

## 中國地方

### 山口縣宇部市の道路の竣工

山口縣宇部市見初小學校から岬小學校前へ通ずる全長百六十五間の松山直線路線は

六萬圓の豫算をもつて昨年末着工、約十一月を経てこのほど竣工した。

## 鳥根縣下十萬人の勤勞奉仕 と道路愛護運動

鳥根縣では「サア今日から道路を綺麗に致しませうと」九月二十五日からはじめた道路愛護週間で縣下一齋に青年團をはじめ警防團、生徒學童たちからなる道路愛護團十萬人が一齋に鉤や鶴嘴翳して、除草に芝切に、路面修理に尊い奉仕を行つたが、松江土木管區内では同日松江を中心に、八束郡生駒村に至る路線をはじめ美保關線、同郡野波村線の三縣道筋で二千三百名が淨汗を流した。又米子に至る國道十八號線でも松江商業生千名がわれらの通學道をいたわれと、同日午後勤勞報國隊の旗幟を押し立て、沿道一キロ餘の草取り、下水授除、土運びを行ひ頼もしい愛護風景を繰ひるげた。

## 九州地方

### 佐賀縣救農土木事業の施行

佐賀縣では政府の早害對策實施まで早害農家の窮状を見るに忍びずとして、縣独自の立場より事業費四十萬圓をもつて救農土木事業を起すことに決し、來十一月より明春にかけ農閑期を利用して林道開發、町村道の改修などを施行、勞銀をバラまいて早害農家の打撃を緩和するとともに、さらに前途に光明を與へて銃後の増産計畫に邁進せしめることになつた。事業費總額四十萬圓のうち内譯は耕地課關係二十二萬圓、農務課關係六萬圓、土木課關係十二萬圓で耕地、農務課關係事業に對しては三分の二を、土木關係に對しては四分の三を縣費より何れも思ひ切つた高率補助をなし、残りが地元町村負擔とする。施行地域は早害程度の劇甚な町村を先行し、明年の植付期までに

は完成せしめる豫定で、これに要する縣費二十七萬圓の財源は縣債に求め、またこのほか應急施設としてポンプ揚水發動機、石油などの購入費補助として政府より交付された六萬六千圓に縣費二萬數千圓を追加助成することになつたが、右につき加藤知事は語る「政府の對策實施は手續を要する關係から多少遅れるものと思ふが、農業者の窮状はそれまで拱手するに忍びないので、縣独自の救濟事業をやることに決心した。この種事業は前例もないし、特例としてやるのであるから村としてもなるべく効果的な事業を選んで貰ひたい。また農家でも一寸した早害でまた同様の救濟方法が講じられると考へてはいけない。政府の補助が得られねば、縣で事業費全部を背負ひ込むつもりで施行し、私としては思ひ切つた高率助成をやることにしたのでからこの主旨を十分生かして貰ひたい」と。

## 大分縣縣下橋梁腐朽に依る 墜死者慰籍料支拂の判決

大分縣玖珠郡北山田村宇戸畑小野仁六氏  
が昭和八年六月十三日午後五時すぎ同氏の  
令息明（當時十三年）が學校の放課後自宅  
に歸る途中、村内の縣道に架つてゐる「河  
内橋」の木橋を通行の際橋板が腐朽し一部  
に大穴があいてゐたのはまり、明は河中  
に墜落、重傷を負うて翌十四日死亡したの  
に對し、大分縣知事を相手どり被害者側か  
ら知事が監督する縣土木當局の怠慢によつ  
て民衆に危険をおよぼしたるものなりとの  
理由で、慰籍料二千五百圓の請求訴訟を提  
起した争ひは、本年二月二十日中津區裁判  
所で足掛七年ぶりで原告の主張一部を認め  
られ、知事は金五百圓を原告に支拂ふべし  
との判決が下され、被告たる縣當局の敗訴  
となつてゐたが、その時被告はもちろん原  
告かほも五百圓の判決に不服なりとて長崎  
控訴院に控訴し、係争中のところ五日第二

審でも原告側の勝訴となり、慰籍料は第一 告小野仁六氏に支拂ふべしといふ判決があ  
審判決の倍額の金一千圓を大分縣知事は原 った。

### 「地方に聴く」とは何人の聲？

數府縣を旅行して町村中堅分子の時局に對する感想を聞く機會を得た  
がその結果は各地共殆んど同様であると前提し次の如きことを記されて  
居る記事を見た。

○吾々はもつと眞相が知りたい。中央の指導者は必要以上に抽象論を語  
り、必要以上に眞相を秘して居るのではないか、これでは國民は眠るこ  
とも醒めることも出來ず、絶えず惡夢に襲はれて神經衰弱に陥るばか  
りだ。

○總動員體制を整へるには先づ國民が夫々の職分に忠實でなければなら  
ぬ、然るに時局の深刻化に伴つて職分の混淆を來す傾向が著しい、聞く  
所によると中央に於ても自己の職分においては大失敗を演じながら常に  
他の職分に容喙する者があるさうだ。もし事實だとすれば深憂に堪へな  
5。